

内閣府民間資金等活用事業推進室
任期付職員の募集について

内閣府民間資金等活用事業推進室では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号、以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職（1名）

内閣府事務官

参事官補佐

（政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）付）

併任 内閣府本府民間資金等活用事業推進室参事官補佐

併任 地方創生推進事務局参事官（総括担当）付参事官補佐

併任 地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）付参事官補佐

併任 内閣府本府地方創生推進室参事官補佐

2. 職務内容

民間資金等活用事業推進室では、PPP/PFIの推進のための企画、立案及び総合調整、PFI法に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進、PFI推進会議及びPFI推進委員会に関する業務等を所掌しているところです。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づく、公共施設等運営事業（コンセッション事業）の推進、小規模自治体におけるPPP/PFI推進の具体化、PFI事業における多様な効果を評価する手法の検討等、PFIの進展とさらなる浸透・推進に向けて、当室が推進・支援対象とするPPP/PFI事業が拡大・多様化・複雑化しており、専門的な知見を活用した施策検討といった対応が急務となっております。

今回募集する職員の職務内容は、主にPFI事業に係る実務面での企画・立案・関係省庁との調整であり、具体的には以下のとおりです。

- ・ PPP/PFI（コンセッション事業を含む。）推進に係る施策の企画・立案・調整（特に実務的な経験を活かした施策の企画・立案）
- ・ 分野が横断する事業や複数の管理者が存在する施設等の広域化を行う事業など業務の範囲や権利関係が複雑な事業における施策の企画・立案・調整
- ・ PFI事業における多様な効果を評価する手法の検討 等

3. 募集対象

以下の条件に該当する方

監査法人等に属し、複数の地域で、PPP/PFI事業、公共施設活用事業、コンセッション事業といったPPP/PFIに係る支援実務経験及び事業提案に係る実務経験を有しており、専門的見地から上記施策業務等を適切に計画・遂行できる知見・経験を有する方

なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

5. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき支給します。

6. 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）適用

7. 採用予定日・雇用期間

令和6年8月1日から令和8年7月31日までの期間（予定）
（5年を限度に延長もあり得ます。）

8. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日から1月3日まで）の休日は除く。）。業務の都合により、超過勤務が生じる場合があります。

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

9. 勤務地

内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP／PFI推進室）
東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

10. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、6ヶ月以内に撮影した顔写真添付、日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載）

高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。

（例：平成〇〇年〇月～令和〇〇年〇月（株）〇〇社〇〇部〇〇課勤務等）

イ) 志望理由（A4横書き 2,000字以内）

ウ) 職務経歴書

これまでに従事したことのある職種の間、勤務先、職種、詳細な職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き

エ) 応募資格を満たすことを証明できるものの写し（卒業証書、認定証等）

1通（学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は、各1通とする。）

※なお、応募書類は返却しません。（責任廃棄）

(2) 書類提出先（郵送）及び問い合わせ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣府民間資金等活用事業推進室 任期付職員採用担当

電話 (03) 5253-2111 (内線 34115)

(3) 提出締切

令和6年5月13日（月）（必着）

11. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接（随時）

※1次選考（書類審査）の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方にのみ、2次選考（面接）の日時・場所等を御連絡させていただきます。

※応募状況に応じて、募集期間中に面接を行うことがあります。

12. その他

- ・最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- ・採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめ同カードの取得手続きをしていただく必要があります。